



広報

宮田用水

No.56

発行所 宮田用水土地改良区
 〒492-8211
 愛知県稲沢市稲沢町北山178番地
 電話(0587)32-4151 (代表)
 FAX(0587)21-7027
<https://www.miyatayousui.or.jp/>
 発行人 理事長 瀬戸三朗
 編集 庶務課

令和4年度 用排水施設整備事業光堂地区にて老朽化した立切を転倒ゲートへ付け替えました



稲沢市片原一色町地内

目次	●	・ごあいさつ 2	・財務状況の公表 7	●
		理事長 瀬戸三朗		
	・新年度を迎えて 3	・令和5年度宮田用水土地改良区配水計画..... 9		
		愛知県土地改良事業団体連合会 会長 中野治美	・令和5年度賦課金・決済金について 10	
	・国営事業の実施状況について 4	・理事・役員の就任について 12		
		新濃尾農地防災事業所 所長 川中正光	・国営総合農地防災事業新濃尾二期地区の 促進に関する提案活動について..... 13	
	・通常総代会議案、永年勤続表彰 5	・県営事業実施状況 14		
	・令和5年度予算 6			

◎受益面積及び組合員数

(令和4年11月1日現在)

市 町 名	一宮市	稲沢市	津島市	名古屋市	清須市	愛西市
受益面積 (ha)	1,642.9	1,819.1	377.7	426.0	112.0	132.2
組合員数 (人)	9,149	7,446	1,176	1,902	894	488
市 町 名	北名古屋市	あま市	蟹江町	大治町	計	
受益面積 (ha)	5.7	660.4	90.6	62.8	5,329.4	
組合員数 (人)	73	3,137	581	500	25,346	



ごあいさつ

宮田用土地改良区

理事長 瀬 戸 三 朗

新緑の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また日頃は、当改良区の運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

3年以上にわたって猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症ですが、政府は基本的対処方針を見直し、マスク着用の緩和、5類感染症に位置づけることを決定しましたが、引き続き、私たちも感染拡大させないことを第一に業務運営にあたっていきたくて考えております。

さて、令和4年8月に行われました、役員推薦会議において、13名の理事、5名の監事が選出され、9月16日開催の臨時総代会において選任されました。その後の理事の互選により引き続き理事長の重責を担うこととなりました。約半年の前任期中ではありましたが、皆様のご協力をいただきながら要職を務めさせて頂きました。本任期中においても、未着手の漏水の危険性のある用水管の更新など、大きな問題を抱えております。もとより微力ではありますが、粉骨砕身努力いたす所存でございますのでよろしくお願いいたします。

また、今年3月13日に岩田公雄副理事長が急逝されました。岩田さんにおかれましては、平成16年より総代、理事として土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進に取り組んでいただきましたことに深く感謝申し上げ、謹んでご冥福をお祈り致します。岩田前副理事長の逝去を受けて、3月15日に理事の互選により伊藤二三男理事が副理事長に就任されました。ご活躍を期待するところであります。

今年度の通水であります。犬山頭首工からの取水は3月26日より開始しております。受益地区全域に配水するよう最大限の努力をしますが、与えられた取水量には限りがあり、ほぼ全域で時間割による「番水制」を実施しなければなりません。組合員の皆様には大変なご苦労と不自由を強いることとなりますが、何卒ご理解を賜りご協力をお願いしたいと思います。

今年3月3日に開催された通常総代会は、感染対策をとった上で開催し、令和5年度予算案を始めとする13議案を可決成立させていただきました。大変厳しい財政状況の中ではありますが賦課金におきましては据え置きとし、引き続き経費削減に努力してまいります。令和5年度一般会計収支予算は、総額9億520万円、対前年度比102.0%、額にして1740万円の増額となっております。

国営事業についてですが、国営総合農地防災事業「新濃尾二期地区」は、主工事は木津用水地域に移っておりますが、犬山頭首工左岸導水路余水吐で小水力発電施設の建設が計画され、現在国において建設工事が行われており、令和6年度からの稼働を目指し鋭意進められております。この発電施設の売電収益は、土地改良施設の維持管理費に充当することが可能となり、管理費の軽減につながるものであります。

県営土地改良事業では、老朽化した用水管の更新整備や地域排水の役割を担う旧水路の整備を中心として、7事業13地区について、引き続き関係機関と連携しながら実施してまいります。

最後に、組合員の皆様と役員、職員の力を合わせて運営に全力を挙げていきたいと思っております。組合員皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新 年 度 を 迎 え て

愛知県土地改良事業団体連合会

会 長 中 野 治 美



若葉が薫る季節となりました。瀬戸三朗理事長はじめ組合員の皆様方には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げます。

また、平素より、土地改良事業の推進に格別なご支援、ご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度の国の土地改良予算は、令和4年度補正予算で「防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策」等を含め1,677億円、令和5年度当初予算につきましては昨年度より4億円増の4,457億円、総額で6,134億円となり、このなかには農業水利施設の電気料金高騰対策も盛り込まれ、地域の要望に応えられる所要の予算が確保されました。

ご承知のように本県は、古くから木曾川・矢作川・豊川の三大水系を中心に各種の土地改良事業を展開してきたことにより、農業産出額で全国8位、中部地方最大の農業県となり、これを支えていくためにも、計画的かつ着実に農業生産基盤の整備を進めていかなければなりません。これらの大規模な水利施設を、更に機能的かつ高度に活用し、維持・更新をしていくためには、国営事業・水資源機構営事業の着実な推進と、その他の施設についても、適切な時期に次代を見据えた更新や機能保全対策を実施していく必要があります。こうした中、昨年5月に明治用水頭首工で発生した大規模な漏水事故は、西三河地域の農業経営に重大な影響を及ぼし、農業用水を届ける農業水利施設の重要性及び施設の適時適切な補修・更新の必要性を改めて認識させられました。

貴土地改良区が管理されています宮田用水は、四百年もの間、尾張平野を潤し、尾張地域の農業を支え続けている貴重な用水であるとともに、地域の防災・減災対策をも担う重要な用水であり、今後も大切な施設を災害から守るため計画的かつ着実な整備を進めていかなければなりません。そのためには次代を見据えた土地改良施設の更新や機能保全対策等を実施していく必要があります、事業の新規採択を含め、その計画的な推進のため、瀬戸理事長はじめ、組合員の皆様のお力添えをいただき、今後も当初予算での土地改良予算の安定的な確保を目標として、積極的に要請活動等を展開して参る所存です。

貴土地改良区においては、国営総合農地防災事業「新濃尾二期地区」として宮田導水路の水管理施設が完成し、幹線水路全線において農業用水の安定供給および安全な管理が可能となったと聞き及んでおります。

本会といたしましても、これまで培ってきた技術と蓄積された経験を活かし、貴土地改良区が取り組む各種土地改良事業や施設の維持管理等が円滑に実施されますよう「闘う土地改良」を旗印として、着実な土地改良事業の推進に貢献して参る所存でございます。

終わりに、コロナ禍を乗り越えて、一日も早く安心して生活できることを願うとともに、土地改良事業の限りなき発展と合わせて伝統ある貴土地改良区が、江戸時代から脈々と受け継がれた農業用水を維持管理されてこられ、“都市との共生”を図りながら、地域に大きく寄与される土地改良区として、ますますご繁栄されますようお祈り申し上げ、ご挨拶といたします。



国営事業の実施状況について

新濃尾農地防災事業所

所 長 川 中 正 光

4月1日付で新濃尾農地防災事業所長を拝命しました、川中正光と申します。

前任地は木曾川水系土地改良調査管理事務所です。これまでの経験を活かしながら、国営新濃尾土地改良事業の進捗に邁進したいと考えております、よろしくごお願い申し上げます。

日頃より、瀬戸理事長をはじめ宮田用土地改良区の皆様には、国営事業の推進に多大なるご支援とご協力を賜りますこと、感謝申し上げます。

おかげさまで、平成10年度の国営事業の着手以降、主要工事の整備は着実に進捗しております。

新濃尾（一期）地区では犬山頭首工や大江排水路の改修を行い、平成21年度に完了いたしました。

平成19年度からは宮田導水路の改修を、新濃尾（二期）地区として進めてきているところで、延長 9.8kmの水路改修を終えており、平成27年度から用排水分離された水路による通水が実現しています。

これらの施設につきましては、土地改良区の皆様に適切に管理・運用いただいているところであり、より良い施設を整備するため、引き続きご助言を賜りますようお願い申し上げます。

また、令和3年度に工事着手しました犬山頭首工小水力発電施設は、令和6年度の供用開始に向け着実に整備を進めているところです。

なお、これら整備に必要な予算につきましては、皆様のご支援に支えられ、令和5年度当初予算において25億5,100万円が措置されるとともに、令和4年度補正予算では6億3,100万円が措置されています。この貴重な予算をもって、事業を進めて参ります。

宮田用土地改良区の皆様には、国営事業をはじめとする濃尾用水地域における農業農村整備事業の計画的な実施について、地域一丸となりご尽力いただきますようお願い申し上げます。

さて、国営事業の事業計画につきましては平成26年度に計画変更をおこなって以降、社会情勢の変化等に伴う受益面積の減少が進んできていることから、現在、第2回計画変更に向けた作業を進めています。令和5年度には土地改良法の手続に入り、年度内に計画確定すべく進めて参ります。

また、令和5年度は、農林水産省政策評価基本計画に基づき、平成30年度に続き5年ごとに取り組むこととされている事業再評価を行います。事業再評価とは、これまでの事業進捗等を第三者委員会において検証し、より効果的な事業へ反映していくものです。

近年は毎年のように、豪雨による自然災害が頻発しており、時間降水量50mm以上、日降水量100mm以上となるような短時間での大雨が増加傾向にあります。東海地方でも昨年8月、9月と立て続けに豪雨があり、各地で溢水等の災害が発生しましたが、当地区では国営事業で整備した施設を適切に運用いただき、大きな災害には至りませんでした。

引き続き宮田用土地改良区の皆様には、施設を適切に管理・運用いただくことをお願いするとともに、国としましても必要な施策を講じ、農業・農村の防災・減災に努めてまいります。

最後になりますが、宮田用土地改良区の益々のご発展とご活躍を祈念申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

◎通常総代会議案

令和5年3月3日開催の通常総代会で次の各議案が審議可決されました。

- 第 1 号 議 案 宮田導水路 旧洗場用地の譲与について
- 第 2 号 議 案 小池分水路 水路用地の寄付について
- 第 3 号 議 案 宮田用水土地改良区定款の一部改正について
- 第 4 号 議 案 宮田用水土地改良区定款附属書役員選任規程の一部改正について
- 第 5 号 議 案 令和4年度一般会計収支補正予算について
- 第 6 号 議 案 令和4年度工事施行について
- 第 7 号 議 案 土地改良施設維持管理適正化事業の実施について
- 第 8 号 議 案 令和5年度組合費の賦課徴収方法とその時期の制定について
- 第 9 号 議 案 令和5年度農地転用決済金について
- 第 10号 議 案 令和5年度一般会計収支予算について
- 第 11号 議 案 令和5年度工事施行について
- 第 12号 議 案 令和5年度発電事業特別会計収支予算について
- 第 13号 議 案 令和5年度取引金融機関について



令和5年3月3日開催 通常総代会で
議長を務める万年総代



通常総代会前日に議長、副議長立会の下、
職員による書面議決書の開封状況

永年勤続表彰

○令和5年3月24日 愛知県土地改良事業団体連合会総会に於いて

愛知県土地改良事業団体連合会長表彰

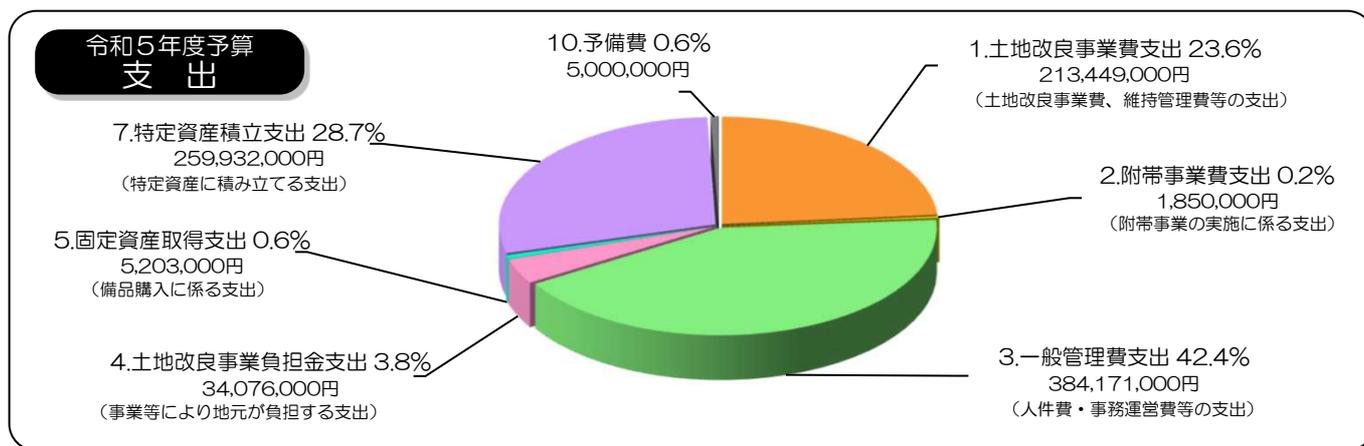
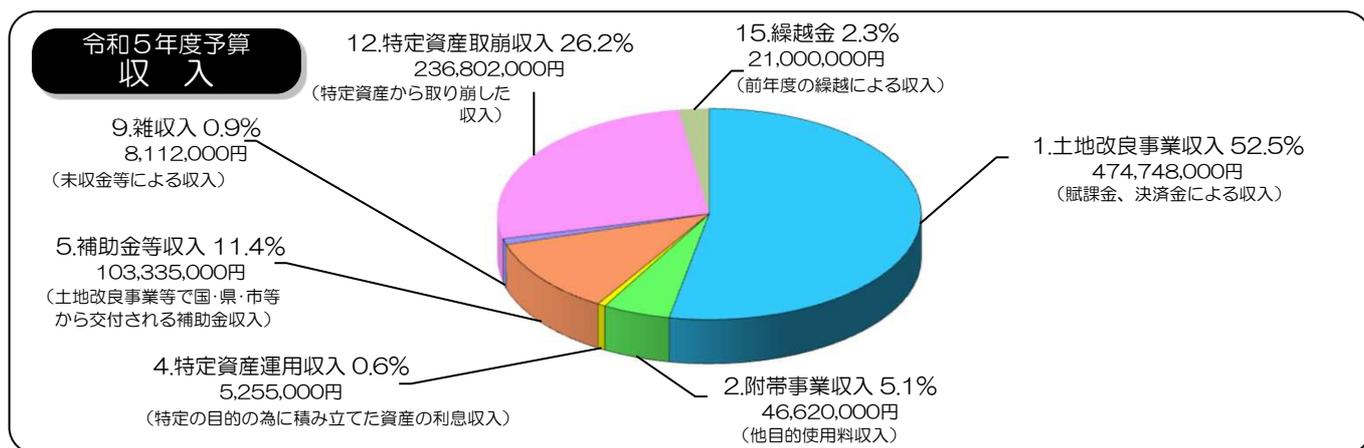
徴収課徴収係長	國立 正司 (15年)
徴収課主任	佐藤 慶充 (15年)

◎令和5年度予算

通常総代会で議決された本年度予算は次のとおりです。

【一般会計】

収 入		支 出	
款	予 算 額 (円)	款	予 算 額 (円)
1. 土地改良事業収入	474,748,000	1. 土地改良事業費支出	213,449,000
2. 附帯事業収入	46,620,000	2. 附帯事業費支出	1,850,000
3. 基本財産運用収入	1,014,000	3. 一般管理費支出	384,171,000
4. 特定資産運用収入	5,255,000	4. 土地改良事業負担金支出	34,076,000
5. 補助金等収入	103,335,000	5. 固定資産取得支出	5,203,000
6. 交付金収入	7,800,000	6. 基本財産積立支出	1,014,000
7. 寄付金収入	1,000	7. 特定資産積立支出	259,932,000
8. 業務受託料収入	2,000	8. 雑 支 出	1,000
9. 雑 収 入	8,112,000	9. 他会計貸付金貸付支出	500,000
10. 借 入 金 収 入	1,000	10. 予 備 費	5,000,000
11. 基本財産取崩収入	1,000		
12. 特定資産取崩収入	236,802,000		
13. 固定資産売却収入	5,000		
14. 他会計貸付金回収収入	500,000		
15. 繰 越 金	21,000,000		
合 計	905,196,000	合 計	905,196,000



【発電事業特別会計】

収 入		支 出	
款	予 算 額 (円)	款	予 算 額 (円)
1. 発電事業収入	1,600,000	1. 発電事業費	1,852,000
2. 他会計借入金借入収入	500,000	2. 一般管理費支出	48,000
3. 繰 越 金	500,000	3. 特定資産積立支出	200,000
		4. 他会計借入金返済支出	500,000
合 計	2,600,000	合 計	2,600,000

◎財務状況の公表

令和3年度宮田用水土地改良区各会計決算及び財産目録は、令和4年9月16日開催の臨時総代会において承認されました。
本誌に掲載することにより、宮田用水土地改良区規約第47条に規定する財務状況の公表といたします。

●令和3年度決算（令和4年9月16日 臨時総代会で承認）

【一般会計】

収 入		支 出	
款	決 算 額 (円)	款	決 算 額 (円)
1. 組 合 費	277,970,400	1. 事 務 費	294,042,959
2. 財 産 収 入	457,340	2. 選 挙 費	0
3. 使 用 料	46,882,928	3. 維 持 管 理 費	178,052,028
4. 補 助 金	102,143,526	4. 災 害 復 旧 事 業 費	0
5. 交 付 金	6,750,000	5. 財 産 費	27,674,228
6. 寄 付 金	0	6. 借 入 金	0
7. 雑 収 入	12,969,964	7. 諸 費	19,259,030
8. 借 入 金	0	8. 負 担 金 及 び 分 担 金	14,118,169
9. 繰 越 金	9,329,605	9. 抛 出 金	2,490,000
10. 繰 入 金	120,734,593	10. 繰 出 金	20,000,000
		11. 予 備 費	0
合 計	577,238,356	合 計	555,636,414

※収入、支出差引残金 21,601,942円は、令和4年度へ繰越

【決済金特別会計】

収 入		支 出	
款	決 算 額 (円)	款	決 算 額 (円)
1. 決 済 金	214,156,300	1. 積 立 基 金	216,665,981
2. 積 立 基 金 収 入	4,345,909	2. 諸 費	1,836,228
3. 繰 入 金	114,554,000	3. 繰 出 金	114,554,000
合 計	333,056,209	合 計	333,056,209

※収入、支出差引残金 なし

【職員退職給与特別会計】

収 入		支 出	
款	決 算 額 (円)	款	決 算 額 (円)
1. 繰 入 金	20,000,000	1. 退 職 手 当 金	20,354,574
2. 積 立 基 金 収 入	235,340	2. 諸 費	0
3. 繰 越 金	291,230,780		
合 計	311,466,120	合 計	20,354,574

※収入、支出差引残金 291,111,546円は、令和4年度へ繰越

【発電事業特別会計】

収 入		支 出	
款	決 算 額 (円)	款	決 算 額 (円)
1. 売 電 収 入	1,437,832	1. 繰 出 金	1,437,832
合 計	1,437,832	合 計	1,437,832

※収入、支出差引残金 なし

●令和3年度財産目録（令和4年5月31日調製）

資 産		負 債	
摘 要	金 額 (円)	摘 要	金 額 (円)
1. 流 動 資 産	3,652,157,123	1. 長 期 負 債	0
2. 固 定 資 産	660,367,577	2. 短 期 負 債	3,522,411,734
資 産 合 計	4,312,524,700	負 債 合 計	3,522,411,734



〔決算監査 書類検査〕



〔決算監査 現地検査〕

監査結果報告

宮田用水土地改良区の令和3年度決算監査として、令和4年7月19日に、業務、会計及び財産の状況について、監査をした結果、適正なものと認められるので、定款第24条第1項の規定に基づき、理事会及び総代会にて鈴木総括監事が報告しました。

令和4年7月19日

総括監事	鈴木	純
監事	松岡	亨
監事	富田	弘幸
監事	安井	公明
監事	松波	清巳

◇土地改良区検査が実施されました◇

令和4年10月13日、24日の2日間、土地改良法第132条第1項の規定に基づき、令和元年度から令和4年度までの会計及び経理状況、定款規約等の土地改良区組織運営について、愛知県の農林基盤局農地部農地計画課による検査が実施されました。



〔土地改良区検査 講評〕



〔土地改良区検査 書類検査〕

◎令和5年度宮田用水土地改良区配水計画

宮田用水土地改良区利水調整規程第6条により、令和5年度の配水計画は令和5年3月15日の理事会において定められました。

期 間	3月26日 から 4月20日 まで	4月21日 から 5月25日 まで	5月26日 から 6月25日 まで	6月26日 から 10月15日 まで
最大取水量	6.48 m ³ /s	20.81 m ³ /s	25.66 m ³ /s	26.82 m ³ /s

※ 下記の場合は、通水を停止若しくは減量する場合がありますので、ご承知おき下さい。

- ① 地震発生の際、震度5以上の場合
- ② NTT回線が寸断された場合
- ③ 今渡地点の木曾川本川流量が3,000 m³/s を超えた場合
- ④ その他、地域の気象状況、営農状況、突発事故の発生による場合

通水停止等連絡事項、各幹線・支線・分水路の配水期間及び時間割をホームページに掲載しますのでご確認ください。

▼令和4年度は、台風及び大雨の影響により取水停止が3回ありました。

- ① 8月 18日(木) 12:23 ~ 8月 19日(金) 6:00
- ② 9月 1日(木) 19:05 ~ 9月 2日(金) 7:10
- ③ 9月 23日(金) 23:12 ~ 9月 24日(土) 10:00



水路に「ゴミ・粗大ゴミ」等の廃棄はやめましょう！！



水路や土地改良施設周辺へのゴミ・粗大ゴミ等の不法投棄が後を絶ちません。タイヤや自転車等の不法投棄も確認され、処分費用も年々増加しております。

不法投棄防止と監視にご協力いただきますようお願いいたします。

ひとりひとりの注意と協力で、きれいな水路と水を守りましょう。

◎令和5年度賦課金・決済金について

令和5年度賦課金・決済金は、通常総代会で下記のとおり決定しました。

(1,000m²当たり)

賦 課 金	5,240 円
決 済 金	331,000 円

●賦課金について

- 宮田用水土地改良区は、農業用排水施設の維持管理を行っており、この維持管理費に充てるために区域内農地（田）に賦課金がかかります。
- 農地を異動し、旧組合員に未納金がある場合は、新組合員に未納金の納入義務（土地改良法第42条）が生じますので、納め忘れがないようご注意ください。
- 賦課基準日は毎年4月1日現在の土地を対象に賦課されますので、異動、農地転用がありましたら速やかに届出をして下さい。賦課に関する土地原簿の閲覧等につきましては、当改良区徴収課までご連絡下さい。
- 土地区画整理事業施行中は、農地(田)として利用されていなくても賦課金がかかります。事業中の転用(埋立含む)をされる場合は、決済の手続きをして下さい。
決済の手続きをされないとそのまま賦課の対象となりますのでご注意ください。

●組合員の資格取得・喪失の届出について

下記の場合は、土地改良法第43条により変更通知をしていただくことになっておりますから、当改良区徴収課までご連絡していただき、所定の手続きをして下さい。

- 組合員が死亡した場合
- 組合員が農地（田）の取得又は、喪失した場合（農地(田)の異動、売却、譲与等）
- 農業者年金の受給による経営移譲の場合

●農地（田）に異動があったときは、当改良区に必ずお届け下さい

農業委員会に届出（所有権、耕作権の設定）済、或いは登記の完了により土地改良区の台帳は自然に加除されることはありません。土地改良区の台帳は組合員からの異動通知によって加除されることになっておりますので、他の人に売却されても本人から通知がなければそのまま賦課されますので異動がありましたら必ず届出をして下さい。

●農地転用、地区除外申請等について

- 農地（田）を宅地、その他に転用される場合、又は畑に転換される場合には、当改良区への手続きと決済金（維持管理補償費）の納入が必要となります。
- 公共事業（道路、学校用地、公園、河川、水路等）用地として売買、又は寄附される農地（田）についても、決済金の納入が必要となります。

●決済金とは

農地転用等により区域内農地（田）が減少しても、農業用排水施設の維持管理費は減少しませんので、残った組合員の負担過重とならないよう、農地転用等をされる時に維持管理費の今後相当期間分の負担額を一括して納めていただくものです。（土地改良法第42条第2項）

●本人確認のお願い

個人情報保護規程により、窓口で本人確認を行います。
お越しの際は、免許証、保険証、マイナンバーカードなど本人確認の出来る書類をご持参下さい。お手数ですが、ご協力をお願いいたします。
※本人確認が困難な場合は、お答えできない場合もございますのでご了承下さい。

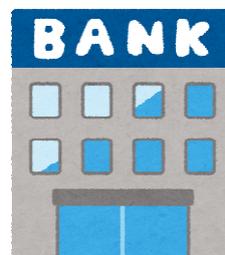
●委任状について

個人情報保護規程により、各種申請書を代理人が提出する場合は、委任状が必要です。
お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

●便利な口座振替をご利用下さい

- 口座振替をご希望の方は宮田用水土地改良区までお問い合わせ下さい。こちらから手続きに必要な書類を郵送いたしますので必要事項をご記入の上、取扱金融機関窓口にて手続きをお願いいたします。
- 口座振替のできる取扱金融機関は次のとおりです。

- ・愛知県内の農業協同組合
- ・三菱UFJ銀行
- ・尾西信用金庫
- ・大垣共立銀行
- ・ゆうちょ銀行



※あま市、大治町、清須市については徴収委任地区のため上記金融機関とは異なります。
※賦課金等についてのお問い合わせは直接当改良区徴収課までお願いします。

●賦課金をコンビニでも納付できます

令和4年度賦課金納入通知書よりコンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリで賦課金の納付ができるようになりました。
なお、コンビニエンスストアでの納付は現金のみのお取り扱いとなります。



※あま市、大治町、清須市については徴収委任地区のため従来通りの納付方法となります。

宮田用水ホームページより、徴収課及び用排水課関係の各種申請書がダウンロードできますのでご利用ください。

ホームページアドレス <https://www.miyatayousui.or.jp>

お く や み

去る令和5年3月13日、岩田公雄副理事長がご逝去されました。

故人は、平成16年から総代として、また、令和2年10月より副理事長に就任され、約18年7ヶ月に亘り当改良区にご尽力いただきました。土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご尽力賜りましたことに深く感謝を申し上げ、謹んでご冥福をお祈り致します。

◎新役員決定

令和4年9月16日開催の宮田用水土地改良区臨時総代会の議決において、役員が選任されましたが、令和5年3月13日に岩田公雄副理事長がご逝去されたため、令和5年3月15日に理事の互選により伊藤二三男氏が副理事長に就任されました。これに伴い、令和5年3月27日より会計課兼徴収課担当代表理事に岸和明氏が就任されました。

理 事 長	瀬 戸 三 朗					
副 理 事 長	鈴 木 純	伊 藤 二 三 男				
理 事	佐 藤 正 晴	伊 藤 一 修	杉 義 博	横 井 慎 一	林 初 男	
	富 田 弘 幸	岸 和 明	松 波 清 已	野 田 二 知 正		
総 括 監 事	石 黒 鉦 俊					
監 事	森 茂 朋	安 井 公 明	春 日 井 安 男	木 村 賢 司		
総 代 会 議 長	万 年 澄 男					
総 代 会 副 議 長	飯 田 行 男					

[役員任期 令和4年10月1日～令和6年9月30日]

◎理事の事務分掌

総務部	庶務課担当理事 代表理事	佐藤正晴 横井慎一 岸和明 松波清已
	会計課兼徴収課担当理事 代表理事	岸和明 佐藤正晴 横井慎一 松波清已
工務部	用排水課兼 中央管理所担当理事 代表理事	伊藤一修 杉義博 林初男 富田弘幸 野田二知正

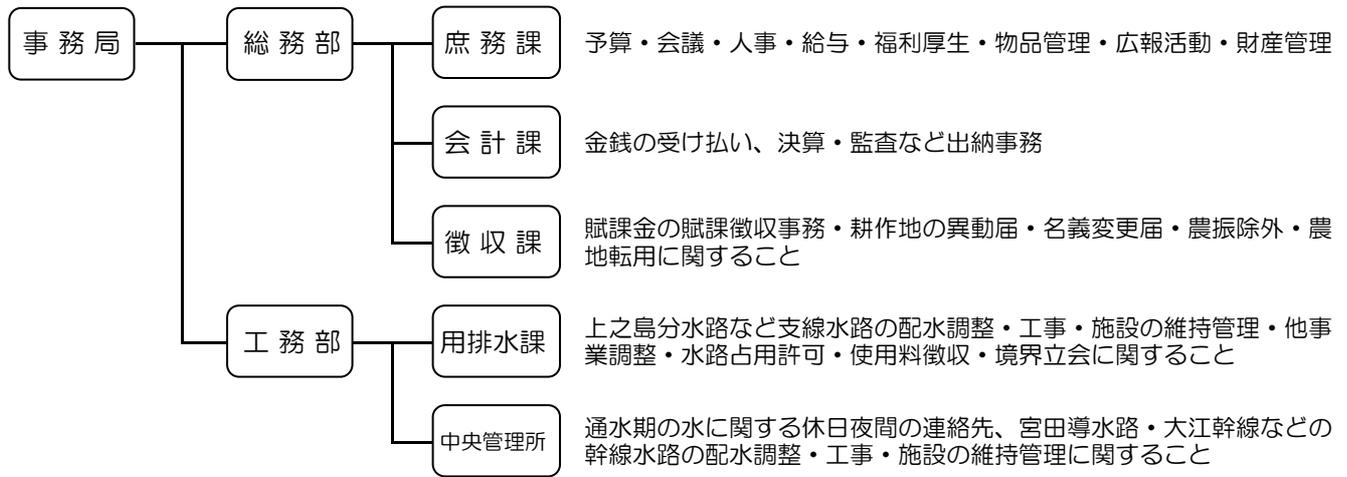
◎新総代決定

令和5年4月11日執行の宮田用水土地改良区総代補欠選挙で次のとおり新総代が決まりました。

第24選挙区【2名】 佐藤勇夫、高羽富吉

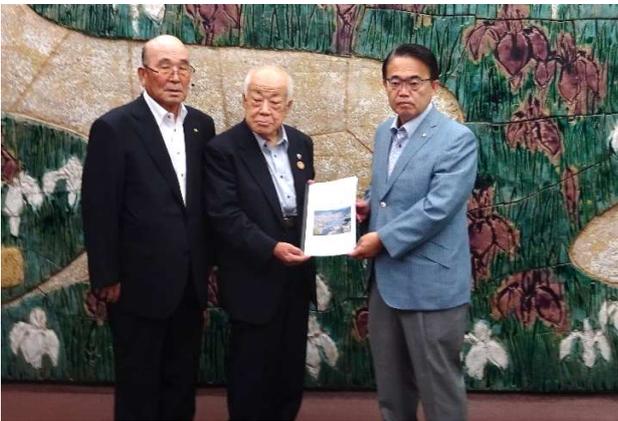
[総代任期 令和5年4月11日～令和6年8月9日]

◎事務局機構図



◎国営総合農地防災事業新濃尾二期地区の促進に関する提案活動について

令和4年7月、11月に「濃尾用水協議会」、「宮田用水地域国営事業新濃尾地区促進協議会」、「木津用水地域国営事業新濃尾地区促進協議会」、「羽島用水・国営県営事業新濃尾地区促進協議会」の四協議会合同で、令和5年度の予算確保と、農業農村整備事業の推進などについて、関係機関、関係国会議員への提案活動を行いました。コロナ禍ですので少人数、感染防止に努めての提案活動となりました。



愛知県 大村知事



愛知県 農林基盤局長 長田局長



農林水産省 農村振興局 青山局長



藤川政人 参議院議員

◎県営事業実施状況

宮田用水土地改良区管内で実施されている県営事業は下記のとおりであります。今後も早期完成をめざし、積極的に事業推進に努めてまいりますので、関係機関並びに関係地域のご理解とご協力をお願い申し上げます。

進捗状況

地 区 名	総事業費 千円	総事業量	R4年度迄の 事業費 千円	R4年度迄の 事業量	R5年度 事業費 千円	R5年度予定 事業量	進捗率 %	着工 年度
水質保全対策事業 大塚井筋地区	5,073,000	排水路工 L=6,472m	2,287,923	排水路工 L=1,558m	130,000	排水路工 L=115m	45.1	H29
水質保全対策事業 法立西井筋地区(海部農林分)	2,383,000	L=2,950m	614,732	L=535.8m	170,000	L=184.1m	25.8	H30
水質保全対策事業 法立西井筋地区(一宮支所分)	859,117	排水路工 L=1,171m	49,999	排水路工 L=49.6m	1,000	実施設計 一式	5.8	H30
水質保全対策事業 新光堂川用水地区	4,980,000	用水路工 L=10,000m	1,005,999	用水路工 L=1,368.5m	300,000	用水路工 L=518.3m	20.2	R1
水質保全対策事業 新多加木地区	1,930,000	用水路工 L=5,567m	78,891	調査・測量・設計 一式	100,000	用水路工 L=300m	4.1	R3
用排水施設整備事業 光堂地区	743,000 (380,000)	取水堰2か所	494,410 (193,078)	取水堰 1か所の1部	18,793 (70,000)	取水堰 1か所の1部	66.5	H29
地盤沈下対策事業 日光川裁原分水地区	663,000	L=2,240m	537,106	L=2,240.3m	45,000	用水路工 一式	81.0	H29
水環境整備事業 菅津地	456,000	利用保全施設等 一式	373,281	利用保全施設等 一式	40,000	利用保全施設等 一式	81.9	H25
水環境整備事業 大江川4期地区	800,000	利用保全施設等 一式	693,639	利用保全施設等 一式	43,000	利用保全施設等 一式	86.7	H25
水環境整備事業 宮田導水路2期地区	796,000	利用保全施設等 一式	561,371	利用保全施設等 一式	125,000	利用保全施設等 一式	70.5	H26
水環境整備事業 砂子地	222,105	利用保全施設等 一式	222,105	利用保全施設等 一式	-	-	100.0	H27
たん水防除事業 片原一色第2地区	1,361,000	排水機場1か所 排水路965m	122,345	基礎工一式 の1部	10,000	基礎工、下部工一 式の1部	9.0	R2
農業水利施設保全対策事業 宮田用水地区	250,000	遠隔監視制御システム更新一式	0	-	100,000	遠隔監視制御システム更新一式の1部	0.0	R5
水利施設管理強化事業	強化支援費は恒久化事業となり、17,800千円/年を農業外効果として、国、県、市町より支援を得る事業です。							

※用排水施設整備事業光堂地区の二段書きは上段が全体事業費（建設部込）、下段が農林負担分です。

お 願 い ！

1. 地域みんなの水です。排水路等に無効放流のないようバルブ操作をお願いします。
2. 番水制によるかんがい地区は、時間割表に基づき引水し、持ち時間終了後は必ず止水して下さい。
3. 水路にゴミを捨てない。また、捨てる人を見かけたら注意をお願いします。

ご協力を
よろしく
お願いします

